

パトロール業務教育訓練計画書

1. 教育訓練の目的

段階的な教育訓練の実施により、パトロール業務を進めていく上での必要な知識及び技能の習得ならびに専門性の向上、また安全に対する講習等を継続的に行うことで、各個人のキャリア形成を支援し、よりレベルの高い業務の遂行を目的とする。

2. 対象者

雇入れ時の教育訓練は、初めてパトロール業務を行う全ての従業員を対象とする。また、年次の教育訓練は、1年以上の雇用が見込まれる全てのパトロールに従事する従業員を対象とする。

3. 実施内容

	入社1年目	入社2年目	入社3年目	入社4年目以降
必要とされる共通のキャリアパス(求める人材要件)	社会人としての基本的なマナーや一般市民への対応方法、作業手順を身につける。	相勤者と協力して通常の業務を進めることができる。	通常の業務については問題なく進めることができる。別現場の応援業務についても問題なく進めることができる。	各現場の班長として部下を指導し、業務を円滑に進めることができる。また、発注者からの要望についても柔軟に対応ができる。
必要なスキル・資質	道路維持作業車の高度な注意義務と危険回避を相勤者と連携して行うことができる。	パトロール点検項目を理解し、相勤者と協力して異状箇所の発見、修復ができる。	災害発生前の予兆現象を発見し、事故発生を防止することができる。	全ての安全性の基準を判断できる。 ・危険性の存在 ・予見可能性 ・回避可能性
教育訓練内容	① 雇入れ時教育 パトロール業務を行うため必要となる基礎的な事項を学ぶ。 8時間	② 日常巡回基礎訓練 パトロールの基礎的な業務の再点検を行い、基本に忠実に業務を行うための教育を行う。 ・運転技能訓練 ・パトロール業務で遵守する法律確認 8時間	③ 道路管理応用訓練 災害発生時の予兆現象について事例を交えて教育を行う。 ・交通規制訓練 8時間	④ パトロール業務教育 道路管理パトロール業務について継続的に学習する(兵庫県主催) 4時間
	⑤ (臨時)事故発生時の教育 全労働者対象・運転中や作業時の事故があった際に教育を行い再発に努める。 4時間	⑥ (不定期)市民救命士講習 作業班員や通行人等で応急手当が必要な方への迅速な対応を行う際の教育を行う。 4時間	⑦ (全社・年1回)安全教育 東灘警察署より講師を招き、安全についての講習を定期的に行う。 1時間	

4. 勤務上の取り扱い

当社が指示した教育訓練については、有給かつ無償で行う。

5. 実施方法

本社又は各作業所でのOJT

6. 就業規則との調整

4年目以降については、資格手当支給規程により自己啓発での資格取得については受験料を会社が負担する。

7. ISOとの調整

臨時での事故発生時の教育についてはISOでの是正処置が必要となるため、交通管理部による安全教育を行う。教育対象は、事故発生の際の運転手又は事故発生現場の現場代理人及び主任技術者となる。

8. 不定期での講習について

不定期で全従業員を対象とした市民救命士講習を行う。すでに市民救命士講習を受講したことがある者については定期的にブラッシュアップ講習を受講させる。本講習は平日に開催することが難しく、土曜日に開催となることが多いため、各部署で調整を行うこととする。

★キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口:総務部 部長 山田周吾 電話番号 078-451-9110